

No. 17

制 度 名	健康増進事業費補助	主管課名	健康推進課・健康増進 G		
		問合せ先	029-301-3229		
目的・趣旨	健康増進法に基づき市町村が実施する保健事業に助成する。 健康増進法第 17 条第 1 項、第 19 条の 2				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 健康増進法第 17 条第 1 項に基づく健康増進事業  (1) 健康教育  (2) 健康相談  (3) 訪問指導  (4) 総合的な保健推進事業  健康増進法第 19 条の 2 に基づく健康増進事業  ① 歯周疾患検診  ② 骨粗鬆症検診  ③ 肝炎ウイルス検診  ④ 健康増進法施行規則第 4 条の 2 第 4 号、第 5 号に定める健康診査、保健指導  ⑤ がん検診</p> <p>[補助要件等] 健康増進事業実施要領による</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）</p> <p>[補助限度額等] 補助対象経費の 3 分の 2 以内（ただし、肝炎ウイルス検診の個人負担分は 10 分の 10）</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
上記対象事業の (1)～(4)、①、②、④ 及び ③肝炎ウイルス検診（個別勧奨の受診者自己負担額を除く）		1/3	1/3	1/3	-
③肝炎ウイルス検診のうち、個別勧奨の受診者自己負担相当額		10/10	-	-	-
[令和 6 年度当初予算額] 114,983 千円		[令和 6 年度補助対象団体] 全市町村			
[備考]					